



めがねのまちさばえ

空き家無料相談会

事前予約制

電話等にてお申し込みください。

※リモートでの相談もできます。

定員:各回6組

申込締切:相談日の1週間前

第1回:令和7年 **7月13日**(日)

第2回:令和7年 **7月27日**(日)

※毎月第2・第4日曜日に定期開催しています

時間:13:00~16:00 (開場12:45~)

会場:鯖江市文化の館2F 会議室

(鯖江市水落町2丁目25番28号)

空き家等に関するいろいろな相談に専門の相談員が応じます

相談員 NPO法人ふくい町守ネットワーク・さばえ空き家・空き地管理協会

※両団体は、鯖江市と空き家および空き地の適正管理等の促進に関する協定を締結しています

<空き家に関する相談の事例>

- ・空き家になる前になんとかしたい
- ・空き家を相続したけれど、どうしたらいいかわからない
- ・空き家を放っておくとどうなるか知りたい
- ・空き家(空き地)の管理に不安がある
- ・空き家を取り壊したい
- ・空き家を売りたい、貸したい



【申し込み方法】

裏面の申込書に必要事項をご記入の上、郵送またはFAXいただくか、電話またはメールで申込書の内容をご連絡ください。

また、右記のQRコードから申し込みすることもできます。



鯖江市役所防災危機管理課 空き家対策グループ 0778-42-5104

(裏面もあります)



めがねのまちさばえ

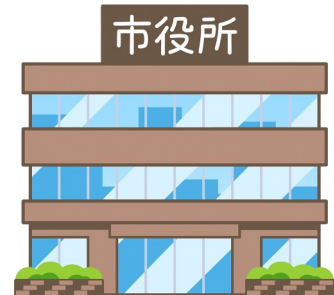
鯖江市空き家無料相談会 申込書

申込先

鯖江市役所防災危機管理課 空き家対策グループ

電話:0778-42-5104 FAX:0778-51-8151

メール:SC-Bosai@city.sabae.l(エル)g.jp



◆ご相談者様について記入してください。

氏 名		電 話	
住 所		メー ル	

◆ご相談内容について記入してください。(複数回答可)

相談内容	空き家の所在地 _____ 相続 ・ 空き家(空き地)の管理 ・ 解体 ・ 売買(賃貸) その他()
------	---

☐ 上記の空き家に関する所有者等の情報を相談員(ふくい町守ネットワーク、さばえ空き家・空き地管理協会)へ提供することに同意します。

◆希望日時に○を記入してください。(申込締切は相談日の1週間前です)

希望月日	令和7年7月13日(日) ・ 令和7年7月27日(日)					
希望時間	13:00~	13:30~	14:00~	14:30~	15:00~	15:30~
第1希望						
第2希望						
第3希望						

◆ご相談方法に○を記入してください。

方 法	会場で直接相談 ・ リモート相談(Zoom活用)
-----	--------------------------

◆注意事項

- ・先着順(定員制)のため、ご希望の時間帯に添えない場合があります。
- ・固定資産税課税明細書や登記簿謄本をご持参いただくと相談が円滑に進みます。